

相談支援センターだより

秋田大学医学部附属病院

相談支援センター 発行

第3号 平成20年4月15日

【年度初めのご挨拶】

相談支援センター 看護師長 今野笑子

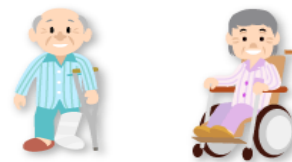
4月から診療報酬改定に伴い、後期高齢者の退院調整加算が算定出来る事となりました。昨年度の退院件数は212件であり、うち後期高齢者は約半数を占めていました。今年度もより一層病棟との連携を図り、退院支援を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

後期高齢者医療制度が始まりました!!

平成20年4月より、新しい医療保険制度である「後期高齢者医療制度」が始まりました。今回と次回のセンターだよりにて制度の概要(①保険証・②保険料・③高額介護合算制度・④医療費の限度額)を前編・後編に分けて掲載します。

① 75歳以上の方一人ひとりに被保険者証が交付

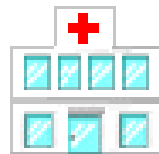
- ・ 75歳の誕生日から後期高齢者医療の資格を取得することとなります。
- ・ 65歳～74歳で一定の障害がある事により、秋田県後期高齢者広域連合の認定を受けた方(認定日からの資格取得)も対象となります。
- ・ 新たに対象となった方は、今まで加入していた健康保険から脱退し、新たな制度へ移行する事となります。



② 保険料の納付について

- ・ 保険料⇒対象者が各々納付します。
- ・ 納付方法⇒原則年金より天引き(特別徴収)。年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の50%を超える方については納付書や口座振替によって支払う事となります。
- ・ 保険料は、所得に応じた部分(所得割)と対象者から等しく納めて頂く部分(均等割)の2段階構成です。所得割は各個人で変わりますし、均等割は都道府県毎での設定になります。
- ・ 秋田県の場合・・・所得割額は被保険者の所得(総所得から基礎控除33万円を引いた金額)に7.12%を乗じた金額となります。年金収入のみの方で、収入額が153万円以下の場合には所得割額はありませぬ。均等割額は秋田県内一律で38,426円です。
- ・ 今まで家族の扶養で被用者保険に加入していた方は、制度加入から2年間は均等割額が半額となり、所得割額は課せられません。(経過措置として、平成20年4月～9月は均等割額が全額免除。10月～翌年3月までは9割免除です。)
- ・ 所得の低い方は、申請によって均等割額の減免(7・5・2割引)が受けられます。

※後編は、③高額介護合算制度・④医療費の自己負担限度額について掲載致します。



3月14日（金）、豊島センター長・佐藤企画管理課長(前医事課長)・看護師長今野・MSW金子で東京大学病院へ訪問し、施設研修を行いました。研修では東京大学病院地域医療連携部の概要・活動状況・退院支援スコアの活用・在院日数の適正化に関する取り組みについて説明がありました。続いて、院内に開設されている「患者学習センター」を見学しました。今回の研修で学び得た事を当院へ還元できるようにしたいと思います。



地域医療連携部のオフィス内



患者学習センター

UPDATE

患者情報提供コーナーを設けました!



先月より、相談支援センター前に「患者情報提供コーナー」を設けました。がん・緩和ケアに関する事や、その他医療・福祉に関する事などの冊子を設置しています。患者様・ご家族への周知にご協力をお願いいたします。なお、これからも設置する冊子・書籍等を増やす予定です。何かご要望等がありましたら相談支援センターへご連絡下さい。



持出し可能な冊子もあります



センター前に椅子を設置しました



後記
編集

4月から新しいメンバーを迎え、相談支援センター総勢11名となりました。前方連携・後方連携とも、より一層皆様のご依頼に応えられるよう努力していきたいと思っております。次回のセンターだよりでは、引続き後期高齢者医療について（後編）について掲載予定です。